

事務連絡
令和3年2月9日

介護保険事業者 各位

石川県健康福祉部長寿社会課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に係る
事業実績報告書の提出について

日頃より本県の高齢者福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。
令和2年10月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に係る事業実績報告書の提出について」にてご案内したとおり、標記事業については、令和3年1月29日（金）を実績報告書の提出期限としております。つきましては、交付決定を受けた事業者で、まだ実績報告書を提出されていない事業者におかれましては、下記のとおり、速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

また、購入物品の納品が遅れている、2月・3月に発生する経費を充当しないと交付決定額に達しない等で提出が遅れる場合は、事業完了後に速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は全ての事業者にお送りしております。本事業を実施しない、または既に実績報告済みの事業者におかれましてはご容赦願います。

記

1. 対象事業所

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の交付決定を受けた介護サービス事業所・施設等

2. 提出方法等

<https://ishikawa-kinkyu.main.jp/kaigo0821.pdf>（ページ中段やや下部）から実績報告書及び別紙をダウンロードし、郵送にて下記事務局まで提出ください。

**920-0869 石川県金沢市上堤町 2-37 金沢三栄ビル7階
石川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業運営事務局（介護分）あて**

※申請時と異なり、**郵送での提出**となりますのでご注意ください。

3. 本事業に関するお問合せ先

石川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局（介護分）

（電話番号）076-208-5135

（受付時間）平日 9:00-17:00

(主な留意事項)

- ・事業実績報告書の作成にあたっては、実績報告書提出時までに購入した費用(税込)を計上してください。
- ・交付額の算定にあたっては、交付決定額の範囲内となるようご注意ください。
- ・支出内容を証明する書類(領収書、振込記録等)は、提出を要しませんが、求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管してください
- ・交付額の確定後に、事業実績額の変更は出来ませんのでご注意ください。
- ・交付額の確定の結果、交付金を返還することになった場合、振り込み手数料は事業者負担となります。
- ・原則、他の補助金(医療及び障害の交付金を含む。)で補助を受けた経費については、本事業の対象とはなりませんので、事業実績報告書の作成にあたっては十分ご注意ください。

ただし、例えば、

送迎時の感染防止対策のために100万円の自動車を購入した場合

- ①石川県感染拡大防止対策支援金 50万円(うち支援金40万円、自己負担10万円)
- ②緊急包括支援交付金(介護分) 50万円(うち交付金50万円)

のように、対象品目が他の補助金等と重複した場合であっても、対象経費が重複しておらず、明確に区分できるのであれば経費として計上することは差し支えありません。

<事務担当>
石川県長寿社会課
施設サービスグループ
在宅サービスグループ
TEL : 076-225-1416、17
FAX : 076-225-1418